

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 一 男

岩手県教育委員会規則第3号

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(室及び課の分掌事務)</p> <p>第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="145 618 300 667">室及び課</th><th data-bbox="300 618 770 667">分掌事務</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="145 667 300 719">[略]</td><td data-bbox="300 667 770 719"></td></tr><tr><td data-bbox="145 719 300 2049">教職員課</td><td data-bbox="300 719 770 2049">人事給与担当の分掌事務 (1) [略] (2) <u>職員及び県立学校職員の服務に関すること。</u> (3) [略] (4) [略] (5) [略] (6) <u>職員、県費負担教職員（事務職員に限る。）及び県立学校の職員（事務職員、技術職員その他の職員に限る。）の分限及び懲戒に関すること。</u> (7) [略] (8) [略] (9) [略] (10) [略] (11) [略] (12) [略] (13) [略] [略] 小中学校人事担当の分掌事務 (1)・(2) [略] (3) <u>県費負担教職員（事務職員を除く。）の分限及び懲戒に関すること。</u> (4) [略] (5) [略] 県立学校人事担当の分掌事務 (1)・(2) [略] (3) <u>県立学校の職員（事務職員、技術職</u></td></tr></tbody></table>	室及び課	分掌事務	[略]		教職員課	人事給与担当の分掌事務 (1) [略] (2) <u>職員及び県立学校職員の服務に関すること。</u> (3) [略] (4) [略] (5) [略] (6) <u>職員、県費負担教職員（事務職員に限る。）及び県立学校の職員（事務職員、技術職員その他の職員に限る。）の分限及び懲戒に関すること。</u> (7) [略] (8) [略] (9) [略] (10) [略] (11) [略] (12) [略] (13) [略] [略] 小中学校人事担当の分掌事務 (1)・(2) [略] (3) <u>県費負担教職員（事務職員を除く。）の分限及び懲戒に関すること。</u> (4) [略] (5) [略] 県立学校人事担当の分掌事務 (1)・(2) [略] (3) <u>県立学校の職員（事務職員、技術職</u>	<p>(分掌事務)</p> <p>第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="834 618 989 667">室及び課</th><th data-bbox="989 618 1460 667">分掌事務</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="834 667 989 719">[略]</td><td data-bbox="989 667 1460 719"></td></tr><tr><td data-bbox="834 719 989 2049">教職員課</td><td data-bbox="989 719 1460 2049">人事給与担当の分掌事務 (1) [略] (2) [略] (3) [略] (4) [略] (5) [略] (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略] (10) [略] (11) [略] [略] 小中学校人事担当の分掌事務 (1)・(2) [略] (3) [略] (4) [略] 県立学校人事担当の分掌事務 (1)・(2) [略]</td></tr></tbody></table>	室及び課	分掌事務	[略]		教職員課	人事給与担当の分掌事務 (1) [略] (2) [略] (3) [略] (4) [略] (5) [略] (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略] (10) [略] (11) [略] [略] 小中学校人事担当の分掌事務 (1)・(2) [略] (3) [略] (4) [略] 県立学校人事担当の分掌事務 (1)・(2) [略]
室及び課	分掌事務												
[略]													
教職員課	人事給与担当の分掌事務 (1) [略] (2) <u>職員及び県立学校職員の服務に関すること。</u> (3) [略] (4) [略] (5) [略] (6) <u>職員、県費負担教職員（事務職員に限る。）及び県立学校の職員（事務職員、技術職員その他の職員に限る。）の分限及び懲戒に関すること。</u> (7) [略] (8) [略] (9) [略] (10) [略] (11) [略] (12) [略] (13) [略] [略] 小中学校人事担当の分掌事務 (1)・(2) [略] (3) <u>県費負担教職員（事務職員を除く。）の分限及び懲戒に関すること。</u> (4) [略] (5) [略] 県立学校人事担当の分掌事務 (1)・(2) [略] (3) <u>県立学校の職員（事務職員、技術職</u>												
室及び課	分掌事務												
[略]													
教職員課	人事給与担当の分掌事務 (1) [略] (2) [略] (3) [略] (4) [略] (5) [略] (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略] (10) [略] (11) [略] [略] 小中学校人事担当の分掌事務 (1)・(2) [略] (3) [略] (4) [略] 県立学校人事担当の分掌事務 (1)・(2) [略]												

	員その他の職員を除く。)の分限及び懲戒に関すること。
	(4) [略]
	(5) [略]
	(6) [略]
[略]	

(職及び職務)

第28条 事務局に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		
本 庁		
	室	[略]
	[略]	
[略]		

2 前項に規定する職のほか、事務局に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、主幹及び副主幹にあつては事務職員を、技術主幹及び技術副主幹にあつては技術職員を、その他の職にあつては事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		

	(3) [略]
	(4) [略]
	(5) [略]
[略]	

2 次の事務を処理するため、本庁に服務管理担当を置く。

服務管理担当の分掌事務

(1) 職員及び県立学校職員の服務に関すること。

(2) 職員、県費負担教職員及び県立学校職員の分限及び懲戒に関すること。

(職及び職務)

第28条 事務局に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		
本 庁	首席服務管理監	<u>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、服務管理担当の分掌事務を掌理する。</u>
	服務管理監	<u>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、服務管理担当の分掌事務で特に命ぜられた事項を掌理するとともに、首席服務管理監に事故があるとき、又は首席服務管理監が欠けたときは、その職務を代理する。</u>
室	[略]	
	[略]	
[略]		

2 前項に規定する職のほか、事務局に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、主幹、企画指導監、専門幹及び副主幹にあつては事務職員を、技術主幹、技術企画指導監、技術専門幹及び技術副主幹にあつては技術職員を、その他の職にあつては事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		

本 庁	室及び課	特命参事	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>室又は課</u> の事務で特に命ぜられた事務を掌理する。
		主幹	上司の命を受け、 <u>室又は課</u> の重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。
		技術主幹	上司の命を受け、 <u>室又は課</u> の技術に関する重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。
		特命課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>室又は課</u> の事務で特に命ぜられた事務を掌理するとともに、 <u>室長若しくは総括課長</u> に事故があるとき、又は <u>室長若しくは総括課長</u> が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。

本 庁	室、課及び サービス管理 担当	特命参事	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>室、課又はサービス管理担当</u> の事務で特に命ぜられた事務を掌理する。
		主幹	上司の命を受け、 <u>室、課又はサービス管理担当</u> の重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。
		技術主幹	上司の命を受け、 <u>室、課又はサービス管理担当</u> の技術に関する重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。
		企画指導監	<u>上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、室、課又はサービス管理担当の高度な知見を必要とする特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。</u>
		技術企画指導監	<u>上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、室、課又はサービス管理担当の技術に関する高度な知見を必要とする特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。</u>
		特命課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>室、課又はサービス管理担当</u> の事務で特に命ぜられた事務を掌理するとともに、 <u>室長、総括課長若しくはサービス管理監</u> に事故があるとき、又は <u>室長、総括課長若しくはサービス管理監</u> が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
	専門幹	<u>上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行い、室</u>	

	主任主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>室又は課</u> の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。	
	副主幹	上司の命を受け、 <u>室又は課</u> の特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。	
	技術副主幹	上司の命を受け、 <u>室又は課</u> の技術に関する特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。	
	主査及び主査行政専門員	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>室又は課</u> の特定事務を処理する。	
	[略]		
	[略]		
教育事務所	主幹	[略]	
	主任主査	[略]	
	[略]		

		<u>課又は服務管理担当の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。</u>
	技術専門幹	上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行い、 <u>室、課又は服務管理担当の技術に関する特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。</u>
	主任主査及び主任主査行政専門員	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>室、課又は服務管理担当の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。</u>
	副主幹	上司の命を受け、 <u>室、課又は服務管理担当の特定事項</u> についての調査、企画及び立案に参画する。
	技術副主幹	上司の命を受け、 <u>室、課又は服務管理担当の技術</u> に関する特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。
	主査及び主査行政専門員	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>室、課又は服務管理担当の特定事務</u> を処理する。
	[略]	
	[略]	
教育事務所	主幹	[略]
	専門幹	上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行い、 <u>教育事務所の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。</u>
	主任主査及び主任主査行政専門員	[略]
	[略]	

3 前2項に規定する職のほか、事務局に、次の表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、同表の左欄に掲げる職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職員	職	職務
[略]		
技術職員	主任技師、 技師、行政 専門員、上 席保健師、 主査保健師 、主任保健 師及び保健 師	[略]
[略]		

(職及び職務)

第45条 [略]

2 前項に規定する職のほか、学校以外の教育機関に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、主幹及び副主幹にあつては事務職員を、その他の職にあつては事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区分	職	職務
総合教育センター	[略]	
	主幹	[略]
	主任主査	[略]
[略]		
生涯学習推進センター	主幹	[略]

3 前2項に規定する職のほか、事務局に、次の表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、同表の左欄に掲げる職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職員	職	職務
[略]		
技術職員	主任技師、 技師、行政 専門員、 <u>専門幹保健師</u> 、上席保健 師、主査保 健師、主任 保健師及び 保健師	[略]
[略]		

(職及び職務)

第45条 [略]

2 前項に規定する職のほか、学校以外の教育機関に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、主幹、専門幹及び副主幹にあつては事務職員を、その他の職にあつては事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区分	職	職務
総合教育センター	[略]	
	主幹	[略]
	専門幹	<u>上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行い、総合教育センターの特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。</u>
	主任主査及び主任主査行政専門員	[略]
[略]		
生涯学習推進センター	主幹	[略]
	専門幹	<u>上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行い、生</u>

	主任主査	[略]
	[略]	
図書館	主幹	[略]
	主任主査	[略]
	[略]	
野外活動センター	主幹	[略]
	主任主査	[略]
	[略]	

3 [略]

		<u>涯学習推進センターの特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。</u>
	主任主査及び主任主査行政専門員	[略]
	[略]	
図書館	主幹	[略]
	専門幹	<u>上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行い、図書館の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。</u>
	主任主査及び主任主査行政専門員	[略]
	[略]	
野外活動センター	主幹	[略]
	専門幹	<u>上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行い、野外活動センターの特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。</u>
	主任主査及び主任主査行政専門員	[略]
	[略]	

3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。